

住居給付金



◎支給要件

住居給付金の支給対象者は、次の①～③の要件（住居給付要件）をすべて満たし、所定の様式（住居届）により居住の実情を届け出た者です。（法67条の2第4項、規則5条）

- ① 自ら居住するため
- ② 住宅（貸間を含む。）を借り受け
- ③ 家賃（使用料を含む。）を支払っている
 - ・電気、ガス、水道等の料金や住宅ローンの返済金は家賃ではありません。

ただし、次に掲げる住宅の全部又は一部を司法修習生が借り受けて当該住宅に居住している場合、住居給付金は支給されません。（法67条の2第4項、規則4条1項）

▶ 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

▣配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

※ 配偶者とは、婚姻の届出をしておらず、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。以下、これらの住宅を「配偶者等住宅」といいます。

◎支給額

一の給付期間につき、3万5,000円（規則4条2項）

ただし、次に掲げる給付期間等については、日割りによって計算されます。（規則4条2項ただし書、3項）

▶ 支給日等一覧表（12頁）第13回

▶ 規則4条3項各号に掲げる期間を含む給付期間
(ex. 司法研修所の寮に居住した期間)

◎届出

区分	提出対象者	提出書類	提出期限	提出先
新規	住居給付要件を具備した者	・住居届（新規） ・賃貸借契約書(写)	要件を具備した日から <u>7日以内</u>	
喪失	住居給付要件を喪失した者	・住居届（喪失）		総務課 人事係
変更	居住の実情に変更が生じた者 ※ 新規及び喪失の場合を除く。	・住居届（変更） ・賃貸借契約書(写)	<u>速やかに</u>	

住居給付要件を具備（又は喪失、変更）した者は、居住の実情を速やかに届け出る必要があります。（規則5条）

ただし、新規の区分に該当する者は、後述のとおり届出日が支給の始期に影響しますので、必ず要件を具備した日から7日以内（必着）に届け出してください。

(注) (1) これらの届出は、平成29年11月1日付け司法研修所長通知「司法修習生の規律等について」第4に定める身上等に関する届出とは別の届出ですので、届出漏れのないように注意してください。

(2) やむを得ない事情により賃貸借契約書(写)の提出が遅れるときは、必ず住居届のみ期限内に先に提出し、当該契約書(写)が整い次第速やかに提出してください。

(3) 賃貸借契約書(写)は、抜粋ではなく、全頁の写しを提出してください（両面印刷及び縮小コピー可）。

なお、賃貸借契約書が作成されていない場合には、契約に関する貸主の証明書を提出してください。同証明書の様式については、総務課人事係に問い合わせてください。

(4) 認定の際に疑義が生じた場合には、提出書類に掲げる書類の他に、別途疎明資料を求めることがあります。

(5) 住居給付金の支給を受けている者が、転居等により対象となる住宅に居住しなくなった場合は、対象住宅の賃貸借契約が継続していたとしても、原則として住居給付要件を喪失するので、「喪失」の届出が必要となります（転居先が別の賃貸住宅である場合は、「変更」の届出が必要となります。）。

ただし、導入修習又は集合修習の期間については、その間に対象住宅の賃貸借契約を継続し（家賃等の支払を含む。）、かつ、導入修習又は集合修習の終了後に対象住宅に戻って居住する場合に限り、①司法研修所の寮に入寮する者は、例外的に届出不要となり、②自宅や実家、配偶者の所有する住宅等に居住する者は、「変更」の届出をすることになります。なお、これらの期間は住居給付金の支給対象にはなりません。

詳細は、標準的な届出事例（類型別）の類型B（21頁）及び類型C（22頁）を参考してください。

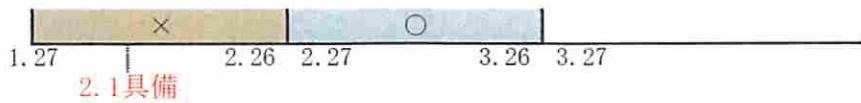
◎支給の始期

原則

要件具備日の属する給付期間の次の給付期間（要件具備日が給付期間の初日であるときは、要件具備日の属する給付期間）から支給を開始します。（規則7条1項）

【事例】

- a 要件具備日が H31.2.1 の場合 ⇒ 要件具備日の属する給付期間の次の給付期間である第4回（H31.2.27～H31.3.26）から支給される。



- b 要件具備日が H31.1.27 の場合 ⇒ 要件具備日が給付期間の初日であるため、要件具備日の属する給付期間である第3回（H31.1.27～H31.2.26）から支給される。

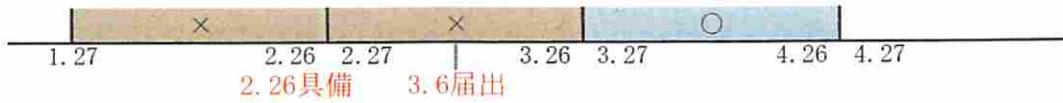


注意

要件具備日から7日を経過した後に届出がされたときは、その届出を受理した日の属する給付期間の次の給付期間（その日が給付期間の初日であるときは、その日の属する給付期間）から開始します。（規則7条1項ただし書）

【事例】

- 要件具備日が H31.2.26 で、同日から7日を経過した後の日である H31.3.6 に届出がされた場合 ⇒ 届出を受理した日の属する給付期間の次の給付期間である第5回（H31.3.27～H31.4.26）から支給される。



このような事態を避けるため、必ず要件を具備した日から7日以内（必着）に届け出てください。

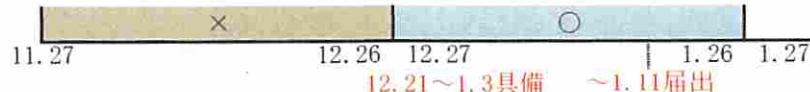
特 例

分野別実務修習又は選択型実務修習（A班のみ）の開始に伴い実務修習開始日の前日までに新たに要件を具備し、かつ、実務修習開始日の翌日から起算して7日以内に届出をしたときは、実務修習開始日の属する給付期間から住居給付金の支給を開始します。（規則7条2項）

第72期分野別実務修習の開始日は平成31年1月4日（金）であり、特例は次のとおりです。

要件具備日がH30.12.21～H31.1.3の間で、実務修習開始日の翌日から起算して7日以内であるH31.1.11までに届出がされた場合

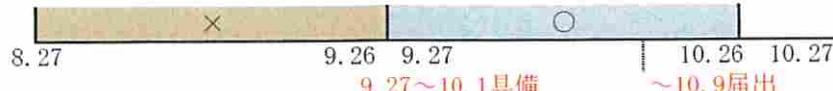
⇒ 分野別実務修習開始日の属する給付期間である第2回（H30.12.27～H31.1.26）から支給される。



第72期選択型実務修習（A班）の開始日は平成31年10月2日（水）であり、特例は次のとおりです。

要件具備日がH31.9.27～H31.10.1の間で、実務修習開始日の翌日から起算して7日以内であるH31.10.9までに届出がされた場合

⇒ 選択型実務修習開始日の属する給付期間である第11回（H31.9.27～H31.10.26）から支給される。



◎支給の終期

住居給付金の支給は、要件を欠くに至った日の属する給付期間（その日が給付期間の初日であるときは、その日の属する給付期間の前の給付期間）をもって终わります。（規則7条1項）

【事例】

- a 要件喪失日が H31.4.1 の場合 ⇒ 要件喪失日の属する給付期間である第5回 (H31.3.27～H31.4.26)まで支給される。



- b 要件喪失日が H31.3.27 の場合 ⇒ 要件喪失日が給付期間の初日であるため、要件喪失日の属する給付期間の前の給付期間である第4回 (H31.2.27～H31.3.26)まで支給される。



◎事後の確認

現に住居給付金の支給を受けている者が住居給付要件を具备しているかどうか、確認する場合があります。（規則9条）

◎標準的な届出事例(類型別)

〈注意〉第72期A班の修習日程を基に説明しています。

〈凡例〉**賃貸住宅**：住居給付要件の具備（法67条の2第4項）

寮：司法研修所の寮（規則4条3項3号）

自宅等：司法修習生が所有する住宅、無償住宅又は配偶者等住宅
(規則4条3項4号、5号)

【類型A】

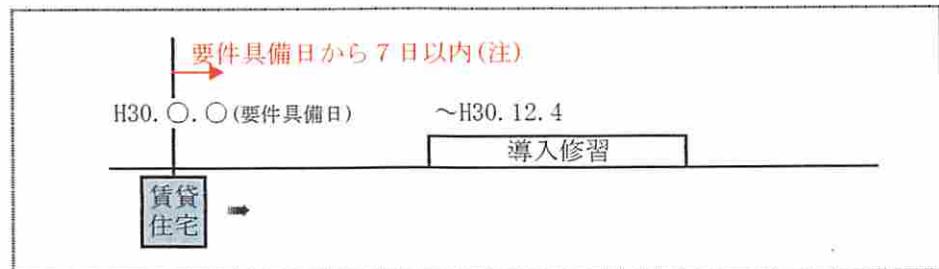
賃貸住宅に居住し、修習を終えるまで転居しない者

日程	H30			H31				選択型修習等
	11/27	12/3	12/22	1/4	8/10	8/15	9/28	
移動日	導入修習	移動日	分野別実務修習	移動日	集合修習	移動日		

住居 ↑
届出 (新規)

支給 ○ (11/27～)

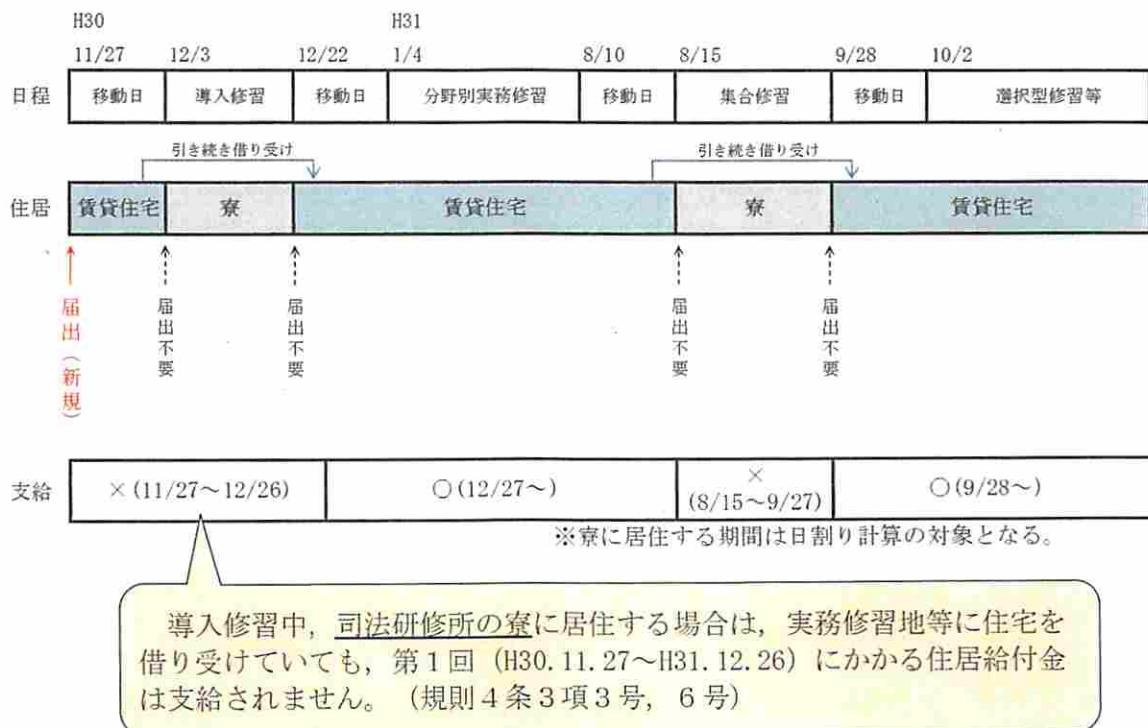
届出 (新規)



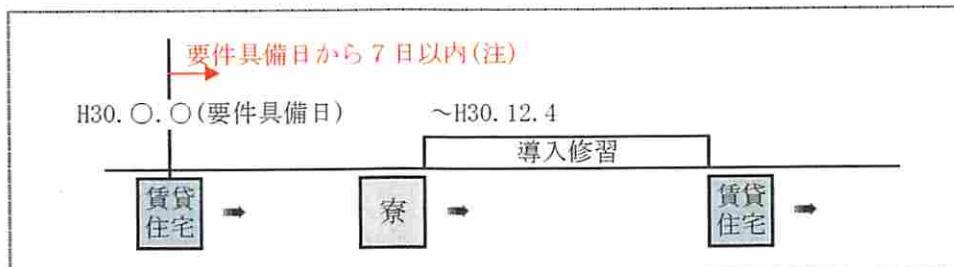
(注) 11月27日（火）に要件を具備している者は、12月4日（火）までに届け出でください。12月5日（水）以降に届け出た場合、第1回（11月27日～12月26日）にかかる住居給付金は支給されません。
支給の始期の詳細については、17頁を参照してください。

【類型B】

賃貸住宅に居住し、導入修習及び集合修習の期間については司法研修所の寮を利用する者



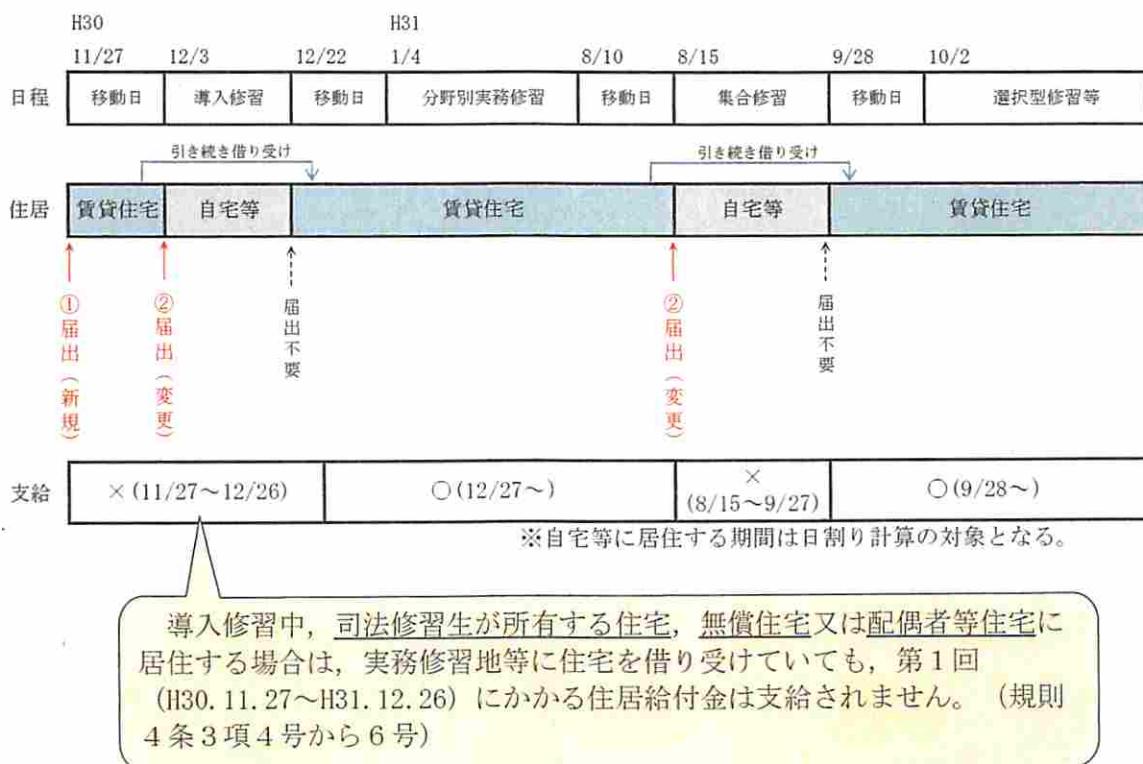
届出（新規）



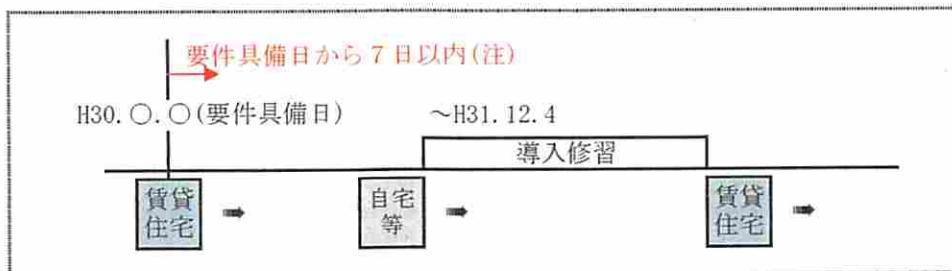
(注) 11月27日（火）に要件を具備している者は、12月4日（火）までに届け出してください。

【類型C】

賃貸住宅に居住し、導入修習及び集合修習の期間については司法修習生が所有する住宅、実家等無償で居住することができる住宅（以下「無償住宅」という。）又は配偶者等住宅を利用する者

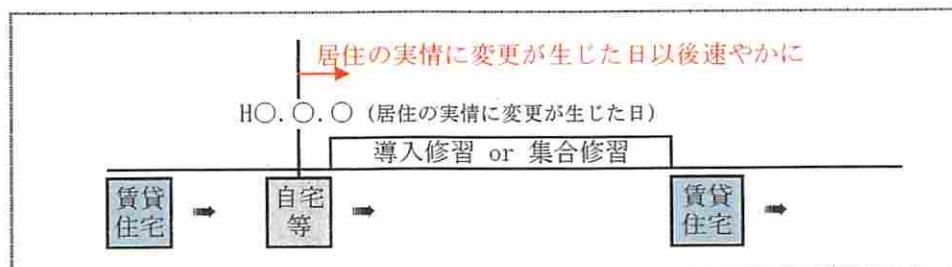


①届出（新規）



(注) 11月27日（火）に要件を具備している者は、12月4日（火）までに届け出てください。

②届出（変更）



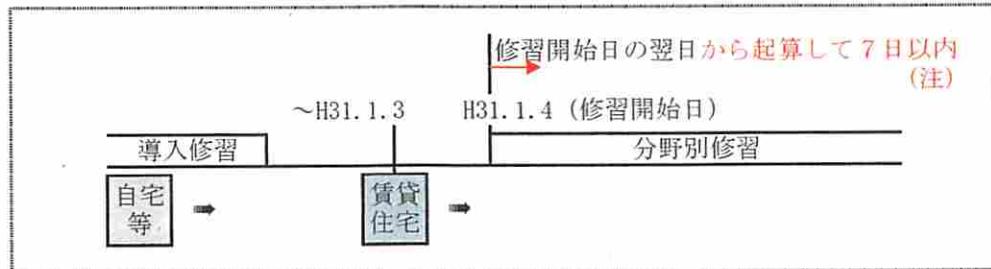
【類型D】

自宅等に居住し、導入修習及び集合修習の期間については司法研修所の寮を利用し、分野別及び選択型の実務修習の期間については賃貸住宅に転居する者

H30				H31				
日程	11/27 移動日	12/3 導入修習	12/22 移動日	1/4 分野別実務修習	8/10 移動日	8/15 集合修習	9/28 移動日	10/2 選択型修習等
住居	自宅等	寮		賃貸住宅		寮		賃貸住宅
					引き続き借り受け			
支給	× (11/27～12/26)		○(12/27～)		×	(8/15～9/27)		○(9/28～)

※寮に居住する期間は日割り計算の対象となる。

届出（新規）



(注) 分野別実務修習開始日の前日である1月3日（木）までに新たに要件を具備した場合は、1月11日（金）までに届け出てください。提出期限の詳細については、18頁の特例の項目を参照してください。

【類型E】

賃貸住宅に居住し、分野別実務修習の際に新たな賃貸住宅に転居し、集合修習の期間については司法研修所の寮を利用する者

日程	H30		H31		移動日	導入修習	移動日	分野別実務修習	移動日	集合修習	移動日	選択型修習等
	11/27	12/3	12/22	1/4								
住居	賃貸住宅 a		賃貸住宅 b					寮		賃貸住宅 b		
支給	○(11/27～)							×	(8/15～9/27)		○(9/28～)	

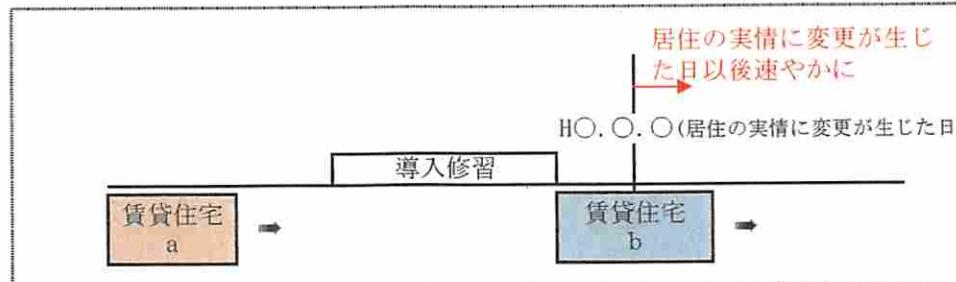
※寮に居住する期間は日割り計算の対象となる。

①届出（新規）



(注) 11月27日（火）に要件を具備している者は、12月4日（火）までに届け出でください。12月5日（水）以降に届け出た場合、第1回（11月27日～12月26日）にかかる住居給付金は支給されません。
支給の始期の詳細については、17頁を参照してください。

②届出（変更）



【類型F】

賃貸住宅に居住し、分野別実務修習の際に司法修習生が所有する住宅、無償住宅又は配偶者等住宅に転居し、集合修習の期間については司法研修所の寮を利用する者

日程	H30				H31			
	11/27	12/3	12/22	1/4	8/10	8/15	9/28	10/2
移動日	導入修習	移動日	分野別実務修習		移動日	集合修習	移動日	選択型修習等
住居	賃貸住宅			自宅等			寮	自宅等
支給	○ (11/27~12/26)				×	(12/27~)		

①届出（新規）



(注) 11月27日（火）に要件を具備している者は、12月4日（火）までに届け出てください。12月5日（水）以降に届け出た場合、第1回（11月27日～12月26日）にかかる住居給付金は支給されません。
支給の始期の詳細については、17頁を参照してください。

②届出（喪失）

